

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（部）	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯 80 点

ロ 小臼歯・前歯 50 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯 27 点

ロ 小臼歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

イ 大臼歯 33 点

ロ 小臼歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型 17 点

b 自動練和型 17 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型 10 点

b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11 点

ロ 複雑なもの

29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8 点

b 複雑なもの

22 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9 点

b 複雑なもの

23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4 点

ロ 複雑なもの

11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3 点

b 複雑なもの

8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6 点

b 複雑なもの

17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,057 点

(2) 4 分の 3 冠

1,321 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの

408 点

b 複雑なもの

754 点

ロ 5 分の 4 冠

948 点

ハ 全部金属冠

1,194 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

277 点

b 複雑なもの

552 点

ロ 4 分の 3 冠

682 点

ハ 5 分の 4 冠

682 点

ニ 全部金属冠

855 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5 分の 4 冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	682 点
(2)	小臼歯	682 点
(3)	大臼歯	948 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小臼歯	36 点
(3)	大臼歯	51 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	408 点
ロ	小臼歯・前歯	277 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	23 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,064 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 2 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,374 点

ロ 小臼歯 1,035 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 826 点

ロ 小臼歯 1,035 点

ハ 大臼歯 1,374 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65 点

ロ 小臼歯 65 点

ハ 大臼歯 65 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1 床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,369 点
ロ 犬歯・小臼歯	1,114 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,114 点
ロ 犬歯・小臼歯	855 点
ハ 前歯（切歯）	659 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,099 点
ロ 犬歯・小臼歯	859 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	754 点
ロ 犬歯・小臼歯	656 点
ハ 前歯（切歯）	608 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	655 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	506 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	304 点
(2) 犬歯・小臼歯	328 点
(3) 大臼歯	377 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	754 点
ロ 小臼歯・前歯	552 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	40 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,761 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコーン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>80 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>50 点</u> (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの <u>1,057 点</u> (２) 4 分の 3 冠 <u>1,321 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>408 点</u> b 複雑なもの <u>754 点</u>	(別紙１) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（１歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １ 間接法 (１) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 76 点 ロ 小臼歯・前歯 48 点 (２) (略) ２ (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14 カラット金合金 (１) インレー 複雑なもの 1,043 点 (２) 4 分の 3 冠 1,304 点 ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (１) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 446 点 b 複雑なもの 825 点

ロ 5分の4冠	<u>948 点</u>	ロ 5分の4冠	1,038 点
ハ 全部金属冠	<u>1,194 点</u>	ハ 全部金属冠	1,306 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>277 点</u>	a 単純なもの	304 点
b 複雑なもの	<u>552 点</u>	b 複雑なもの	604 点
ロ 4分の3冠	<u>682 点</u>	ロ 4分の3冠	746 点
ハ 5分の4冠	<u>682 点</u>	ハ 5分の4冠	746 点
ニ 全部金属冠	<u>855 点</u>	ニ 全部金属冠	935 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23 点</u>	a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	<u>40 点</u>	b 複雑なもの	38 点
ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>	ロ 5分の4冠	50 点
ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>	ハ 全部金属冠	61 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14 点	a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	<u>30 点</u>	b 複雑なもの	28 点
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	35 点
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>36 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	35 点
ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>	ニ 全部金属冠	45 点
M010-2 （略）		M010-2 （略）	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	<u>682 点</u>	(1) 前歯	746 点
(2) 小臼歯	<u>682 点</u>	(2) 小臼歯	746 点

(3) 大臼歯	948 点	(3) 大臼歯	1,038 点
2 銀合金		2 (略)	
(1) 前歯	36 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	36 点	(2) 小臼歯	35 点
(3) 大臼歯	51 点	(3) 大臼歯	50 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	408 点	イ 大臼歯	446 点
ロ 小臼歯・前歯	277 点	ロ 小臼歯・前歯	304 点
(2) 銀合金		(2) (略)	
イ 大臼歯	23 点	イ 大臼歯	22 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,064 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,165 点
2 銀合金を用いた場合	102 点	2 銀合金を用いた場合	98 点
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	1,374 点	イ 大臼歯	1,504 点
ロ 小臼歯	1,035 点	ロ 小臼歯	1,133 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	51 点	大臼歯・小臼歯	49 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	826 点	イ 前歯	904 点
ロ 小臼歯	1,035 点	ロ 小臼歯	1,133 点
ハ 大臼歯	1,374 点	ハ 大臼歯	1,504 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ	前歯	イ	前歯
	<u>65 点</u>		62 点
ロ	小臼歯	ロ	小臼歯
	<u>65 点</u>		62 点
ハ	大臼歯	ハ	大臼歯
	<u>65 点</u>		62 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1	14 カラット金合金	1	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,369 点</u>		1,352 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>1,114 点</u>		1,100 点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>1,114 点</u>		1,100 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>855 点</u>		844 点
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>659 点</u>		650 点
2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	2	金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
イ	大・小臼歯	イ	大・小臼歯
	<u>1,099 点</u>		1,202 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>859 点</u>		940 点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
イ	大臼歯	イ	大臼歯
	<u>754 点</u>		825 点
ロ	犬歯・小臼歯	ロ	犬歯・小臼歯
	<u>656 点</u>		718 点
ハ	前歯 (切歯)	ハ	前歯 (切歯)
	<u>608 点</u>		666 点
3	(略)	3	(略)
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1	(略)	1	(略)
2	14 カラット金合金	2	14 カラット金合金
(1)	双子鉤	(1)	双子鉤
	<u>655 点</u>		647 点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2)	二腕鉤 (レストつき)
	<u>506 点</u>		500 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>304 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>328 点</u> (3) 大臼歯 <u>377 点</u> 2 (略)	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 333 点 (2) 犬歯・小臼歯 359 点 (3) 大臼歯 413 点 2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>754 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>552 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>40 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u> (キーパー) 1 個につき 233 点	M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 825 点 ロ 小臼歯・前歯 604 点 (2) 銀合金 イ 大臼歯 38 点 ロ 小臼歯・前歯 28 点 (キーパー) 1 個につき 233 点
M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,761 点</u> (2) (略) 2 (略)	M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,927 点 (2) (略) 2 (略)
M030 (略)	M030 (略)